

# 総務文教委員会

平成20年6月11日(水)

## 総務文教委員会

日 時 平成20年6月11日(水)午前10時00分開会 - 午前12時08分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 田代委員長、辻下(文)副委員長、川端、鍛冶、中原、出口、谷本、辻下(正)  
反保副議長、和田監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 小川、竹内

出席理事者 石田町長、田中教育長、中口総務部長、時岡総務部理事、  
南総務部副理事兼総務法制課長、亀崎総務部危機管理課長、  
四至本総務部行財政改革課長、中田総務部総務法制課長代理、笠間企画部長、  
竹本企画部理事、廣田企画部秘書課長、保井企画部企画人事課長、  
谷下(泰)企画部人権推進課長、淵原会計管理者理事兼会計課長、  
阪本会計室会計課長代理、岡田教育部長、岡本教育部副理事兼生涯学習課長、  
唐門教育部学校教育課長、嶋坂教育部指導課長、山路教育部指導課参事、  
谷口教育部副理事兼淡輪公民館長、  
一本教育部副理事兼青少年センター・文化センター所長、  
酒井給食センター所長、茂野淡輪幼稚園長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

田代委員長 皆さん、おはようございます。

今日は、本委員会への出席を賜り、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教委員会を開催いたします。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただき、電源をお切りいただくよう、よろしくをお願いいたします。

お諮りいたします。初めに、ただいま連絡を受けました傍聴許可の申し出に対し、許可をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。

傍聴の方は、NHK、MBS、共同通信社、そして読売新聞でございます。

それでは、6月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

田代委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第46号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題といたします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

亀崎総務部危機管理課長 それでは、平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)について、ご説明いたします。

委員会資料1ページをご参照願います。

まず、歳入についてでございますが、14国庫支出金、2国庫補助金、5消防費国庫補助金、補正予算額といたしまして、減額281万6,000円でございます。今回の減額

補正につきましては、今年度、阪南消防組合の消防本部、庁舎の耐震補強工事をとり行うに当たり、当初予算では事業費のうち阪南市、岬町の構成市町、それぞれにおいて補助申請にあわせて予算計上し、本町の事業費負担分281万6,000円を国庫補助金の歳入として計上しておりましたが、しかし、今回、消防組合からの一括補助申請により、申請事務の簡素化、一元化を図ることとし、消防組合予算にて計上するため、今回、減額補正するものでございます。

南総務部副理事兼総務法制課長 7総務費国庫補助金、選挙費補助金25万2,000円です。内容といたしましては、裁判員制度が平成21年5月21日よりスタートします。そこで裁判員候補予定者名簿を作成するため、既存の住民基本台帳電算システム改修に係る交付金でございまして、裁判員制度の経費に充当します。

四至本総務部行財政改革課長 18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金としまして、380万7,000円の補正でございます。これにつきましては、今回の補正に伴います財源調整でございます。

南総務部副理事兼総務法制課長 2特別会計繰入金、3淡輪財産区特別会計繰入金177万4,000円です。内容といたしましては、淡輪財産区有財産の売却に伴う特別会計繰入金でございます。

お手元の方に参考資料を配付させていただいております。資料番号の1をあわせてご参照いただきたいと思います。

今回の場所につきましては、国道26号線を大阪に向かって、山原石油がございまして、それから少し行ったところにアトム自動車整備工場がございまして、その山側のところの黄色い部分でございます。この土地につきましては岬町淡輪2757番地で、地目は原野、地積は798平方メートル、売払先は阪南市のナンカイトック株式会社です。なお、各地区の財産区有財産を処分した場合は、一般会計に売却金額の49%、財産区会計に51%配分することとなっておりますので、今回、49%分の177万4,000円を一般会計に歳入するものでございます。

亀崎総務部危機管理課長 続きまして、20諸収入、3雑入、1雑入でございます。補正予算額が74万7,000円。これにつきましては、今回、当初6名の退職消防団員分を計上しておりましたが、今回、2名の消防団員が追加退団し、消防団員等公務災害補償等共済基金より2名分、74万7,000円が追加給付されるため、補正をお願いするものでございます。

南総務部副理事兼総務法制課長 2ページの歳出の説明に移ります。

2 総務費、4 選挙費、1 選挙管理委員会費、裁判員制度経費 25万2,000円です。内容といたしましては、先ほども申しましたように、裁判員制度が平成21年5月21日にスタートします。裁判員制度に係る裁判員候補者予定者名簿の調製に当たっては、最高裁判所において開発する裁判員候補者名簿管理システムに適合するデータ形式で、裁判員候補予定者名簿を調製する必要があることから、住民基本台帳電算システムの改修を行う経費でございます。

亀崎総務部危機管理課長 続きまして、9 消防費、1 消防費、1 消防総務費（経常）でございます。補正予算額が減額 52万1,000円でございます。今回の減額補正につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、阪南岬消防組合の消防庁舎の耐震改修工事に際し、当初、構成市町で補助申請し、負担することにしておりましたが、今回、消防組合にて国庫補助申請を一括申請することにより、国庫補助金、地方債を除いた額で構成市の負担分を減額補正するものでございます。

財源内訳といたしまして、先ほど説明いたしました国庫補助金 281万6,000円の減額、一般財源分で 229万5,000円が増額し、町負担といたしましては、52万1,000円の減額補正するものでございます。

続きまして、消防総務費の退職報償金でございます。当初、6名の消防団員に対する予算計上しておりましたが、先ほど言いました2名の団員が追加退団されたことに伴いまして、87万2,000円の補正をお願いするものでございます。

財源内訳といたしまして、歳入で説明いたしましたとおり、消防団員等公務災害補償共済基金より 74万7,000円、一般財源で 12万5,000円となっております。

以上でございます。

田代委員長 ただいまの件について、質疑、意見はございませんか。

中原委員 資料の1ページ、淡輪財産区の件について、まず質問をいたします。

この売却については、後ほど審議される予定になっておりますので、詳細についてはここでは審議できないと思うんですけども、確認だけ、この場でさせていただいておきたいと思います。

売却について、財産区の管理会の方としては承認が得られているのかどうかという1点を確認しておきたいと思います。

それから、先ほど用意いただいていた資料番号の1ですけれども、売払先の業者名がナ

ンカイテック株式会社となっているんですが、以前、淡輪の議員が集まって、そこで説明をいただいたときの資料の中では、会社名がナンカイテックスとなっているんですね。どちらが正確なのか、その点を確認したいと思います。

それから、消防団の退職の説明がありましたけれども、2名の退職の方の追加という説明でありましたけれども、このことによって、退職後の消防団全体としての体制等に問題はないのか、住民の皆さんの生命・財産が守れる体制が維持できるのかどうかというような点について、ご説明を求めます。

以上です。

南総務部副理事兼総務法制課長 私の方からは、淡輪財産区管理会の方の承認を得ているのかという点と、会社名のどちらが正解なのかという点について、お答えさせていただきます。

まず、淡輪財産区管理会につきましては、5月26日に管理会を開きまして、管理会の先ほど委員さんが承認と言われましたが、同意をいただいております。5月26日に財産区の関係の土地の交換とか、それに関して法的な部分について、委員さんの方から知りたいということがございまして、再度、6月5日に法的な部分を説明し、補足説明をして、同意については5月26日ということでございます。

それと、会社名で、さきに淡輪議員団さんの方に説明させていただきましたときに、ナンカイテックス株式会社ということで、私の方がパソコンへの入力ミスをしておりまして、正式にはナンカイテック株式会社です。

以上です。

亀崎総務部危機管理課長 ただいま中原委員さんのご質問の住民さんの生命・財産を守る消防団員が減少しているのではないかとということなんですけども、今回、9名退団されました。それで、入団が4名ございます。ただ、今回、我々もともと消防団員の計画というのは持っております。当然、阪南市、消防団員が100名おられます。私ども足並みそろえる意味で、岬町も消防団を100名にするという意味で、計画どおり進めております。現在、そのとおりになっておりまして、女性消防団員が14名おります。男子消防団員がちょうど100名、計画どおり進めて、組織的には、住民の生命・財産を守る上で、組織はきちりできているという認識でございます。

以上でございます。

田代委員長 南課長、ちょっと確認します。先ほどの業者名のナンカイテックスはテックが正解なんですか。契約書はテックスになってない。その確認をちょっとしときたいんやけど。

南総務部副理事兼総務法制課長 会社名の確認の部分でございますが、私の方が勘違いをしております、正式にはナンカイトックス株式会社が正しいということで、まことに申しわけございませんでした。修正をお願いします。

田代委員長 中原委員、そういうことですので。

中原委員 消防団の件については計画どおり進められておるということで、大変なお仕事をしていただいていると常日ごろから思っておりますけれども、頑張っていたきたいと思えます。そのために町としても、より一層支援をしていただきたいということをご要望申し上げたいと思えます。

財産区のことについてですけれども、余りここでちょっと掘り下げるのはどうなんでしょうか。

田代委員長 いいですよ。次のと関連しておりますから、そちらは委員さんの方の判断にさせていただいたら結構かと思うんです。

中原委員 この件につきましては、いろいろ事前にも担当の方へお伺いをして、いろいろな資料も見せていただいているところでありまして、釈然としないものを感じておるんです。今、案件として上がっている一般会計の補正予算の段階では、原則的に財産区の管理会としての合意が得られているということであれば、特段反対するものでもないというふうに考えているんですけれども。

先ほどいただいたご答弁で5月26日に売却についての財産区管理会の合意がなされたという答弁だったと思うんですが、それは間違いございませんでしょうか。これは今年度の5月26日ですね。その点、もう1点、確認したいと思えます。

南総務部副理事兼総務法制課長 私の方、再度誤りがございます。この財産区の件については、今回別の件もございまして、そちらの方と錯綜しております、この土地の売却につきましては、財産区の同意というのは平成20年2月25日でございます。

以上です。

中原委員 2月25日と今おっしゃられましたけれども、再度、この件について確認をしておきたいと思えます。管理会の方で同意が得られたのは2月25日ということでありましたけれども、管理会自体が持たれたのは、ことしの2月21日の財産区管理会の開催のときだったと。その上で議事録を作成し、それに間違いないので、同意しますということで判こを押していただいたのが25日という理解でよろしいでしょうか。

南総務部副理事兼総務法制課長 その理解で結構かと思えます。

田代委員長 ほかの方はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、私の方から質問したいんですが、委員長という席でございますんで、副委員長にちょっと座を譲って質問させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

今の件で、南課長の方に確認をしたいんですけど。まず、私、この件で、せんだって大阪府の方へちょっとご相談したところ、この財産区の売却というか、その前の造成に当たって、大阪府に岬町が多大のご迷惑をかけているということでおしかりを受けたというふうに聞いておるんですが、その内容について、もう少しその内容の説明をしていただきたいなということは、誤解が生じたらいかんので、ちょっと確認しておきたいんですけど。岬町の方で、知事あてに顛末書を出したと。その内容をもう少し具体的に説明していただきたいと、このように思うんですが。

南総務部副理事兼総務法制課長 淡輪財産区の払い下げに関するこの件につきまして、当初、平成19年10月22日に払い下げの申請書が業者から提出されております。その後、11月にその業者が払い下げを受けれるものとして、その土地に一部、ちょっと造成にかかったという経過がございます。それで、総務法制課としては、そのときに、その業者に作業を停止するよう指導をいたしまして、あわせて大阪府にもこういう事態になっているということの報告はいたしました。

大阪府へ報告した以後、府の方から、その経過について、顛末書の提出を求められ、顛末書を、3月だったと思いますが、そのときに大阪府に提出し、過去の経過を説明をしたところでは、その後、業者、大阪府の方がこの処分について同意ということで、再度協議に入りました。協議に入った中で、5月22日に大阪府の知事同意が得られたという流れになっております。

以上です。

田代委員長 南課長、今の説明聞くと、少しは問題あるけども、大した問題でないなというふうな気がするわけですけども。私が担当課と十分この委員会に入る事前協議をした中では、財産区の財産を売却、払い下げに当たって、大阪府から厳しい指導があって、おしかりを受けて、顛末書を提出したということですけども。なぜ協議をしておる中で、地権者の業者の方が町の財産区有財産の原野を削ったとか、埋めてしもたというんか、そういうことをするに至って、なぜ監督は、役所としてどのような体制で、今回の問題に対して対応したのかということが、私、これは行政の財産管理に対する責任というのを問われるんじ

やないかなという気が、この前の打ち合わせでしたので、あえて聞いているんですが、その辺は業者の方から顛末書をとったとか、例えば、岬町は顛末書を大阪府へ出しているわけですから、地主さんとかそういった、また業者はそういうとこに顛末書をとって、かつ適切な判断をして、払い下げをしたのかどうか。その辺が少しぼやけて見えてくるんで、その辺は町長として、どのように今回の対応について考えておられるのか、その辺をもう少し説明しとかないと、何かぼやけて見えてくるんで、いろんな憶測が出たりするんで、私はこの委員会の委員長として、やっぱりきちっと整理をしとくべきだというんで、きょう、あえて質問させてもらうんですけども、その辺はどうでしょうかね。町長の方にお尋ねしたいんですが。

石田町長 今、田代委員長の方からご指摘いただいた、もっともなところがあると思います。これにつきましては、我々も大切な、財産区も含め、町有地、もちろんそうでございますし、こういった公的な財産の管理、これについては、再度慎重な管理を徹底していかなばならないと思っております。

以上でございます。

田代委員長 今、町長の方からコメントが出ましたので、これから町の財産はもちろんのこと、財産区の財産というのは、その地域の方の大事な貴重な財産ですので、それについては、やっぱり今後、管理運営面について、徹底して、やっぱり管理をしていただきたい。このことを町長以下、皆さん方をお願いをしておきたいなと、このように思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第46号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第46号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第47号「平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

谷下（泰）企画部人権推進課長 それでは、資料の3ページをお開きください。

平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2次）の件について、ご説明させていただきます。

まず、歳入ですけれども、1の諸収入の貸付元利収入といたしまして、今回、78万6,000円の増額補正を行う一方、3の町債におきましては、同額の78万6,000円の減額補正をするものでございます。内容といたしましては、貸付元利収入の増額につきましては、住宅新築資金の貸し付けを受けた者のうち、昭和59年に住宅新築資金並びに宅地貸付資金分の貸し付けを受けておりました方から繰上償還の申し入れがございまして、その繰上償還に係る額を貸付元利収入に増額計上したものでございます。

また、町債の減額でございますが、この貸付事業を実施するに当たりましてのその財源の一部は起債をもって対応しております。昭和59年当時の起債の貸付利率は7.1%となっております。

一方、平成20年度の当初予算編成時におきまして、19年度より新たに新設された制度としまして、公的資金補償金免除繰上償還制度に基づく対象事業債として、低利率に借りかえすべく借換債78万6,000円を計上したところでございます。今回の繰上償還は借換債の対象となる年度に貸し付けた方から同額の繰上償還の申し出がございましたので、今回、同額を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますけれども、先ほどの貸し付けにつきましては、起債をもって対応しておりますので、今回の繰上償還に伴いまして、公債費につきましては、歳入予算の費目間の金額移動に伴います財源更正となっております。

補正内容につきましては、以上でございます。

田代委員長 本件について、質疑、意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第47号「平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第47号は、本委員会において可決されました。

議案第49号「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

南総務部副理事兼総務法制課長 平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)について、説明します。

歳入といたしまして、1財産収入、2財産売払収入、2土地売払収入382万3,000円です。内容といたしましては、参考資料の資料番号1をあわせてご参照いただきたいと思えます。国道26号線を大阪に向かって、山原石油を過ぎて、アトム自動車整備工場の山側で、黄色く塗っているところが売却した場所でございます。地番は岬町淡輪2757番地で、地目は原野、地積は798平方メートル、売払先は阪南市のナンカイテックス株式会社でございます。土地売払代金362万円と、それに係る諸経費20万3,000円の合計382万3,000円でございます。

次に、4繰入金、1基金繰入金、1淡輪地区財産区基金繰入金106万6,000円でございます。内容といたしましては、淡輪財産区有財産の有効活用を図るため、淡輪財産区基金より繰り入れるものでございます。

次に、歳出について説明します。

1財産費、1財産管理費、2維持管理費、測量登記委託料として106万6,000円でございます。内容を説明する前に、今回の補正予算の要求に至る過去の経過を説明します。資料番号の2をご参照いただきたいと思えます。

この資料は、航空写真に地番図を記入した図面でございます。赤色、青色、黒色、紫色と、色ごとに地番と所有者を書き込んでおります。場所につきましては、淡輪ヨットハー

バーの近くで、右上の白い高層住宅がシーサイドビラ淡輪でございます。平成3年4月に、淡輪財産区が民間の方に、右上の紫色で囲んでいる部分の淡輪4887番地の2の土地を払い下げし、現在のシーサイドビラ淡輪が建設されました。このように淡輪財産区が財産区財産を民間の方に払い下げたため、船守神社の土地の黒く囲んでいる部分、淡輪4886番地の1及び淡輪4885番地の5の入口が袋路となり、船守神社が建物等を建設するときに支障を来すことになった経過があります。

そこで、平成6年7月に船守神社入口から海岸防波堤に向けて、地役権の設定をしています。その後、平成6年から現在に至るまで、船守神社と協議を重ねてまいりました。その結果、今回の土地の整理を行うことにより、その問題もあわせて解決できるものと考えています。

それでは、補正予算の内容を説明します。

参考資料の資料番号2をご参照願います。

淡輪ヨットハーバーの近くの土地で、赤い部分の淡輪4885番地の1と、青く塗っている部分の淡輪4885番地の2が淡輪財産区有財産でございます。また、黒い部分の4885番地の3及び淡輪4885番地の4は個人所有となっております。また、黒い部分の淡輪4886番地の1及び淡輪4885番地の5が船守神社の所有地となっており、現在、淡輪財産区有地が袋路となっているのが現状でございます。土地の整理といたしましては、さきに個人所有地の淡輪4885番地の4と、淡輪財産区有地の赤色で塗っている部分、淡輪4885番地の1の交換を先に行いたいと考えております。その交換を行うことによって、財産区の土地が成形地となるということでございます。長方形になります。

次に、資料番号の3をご参照ください。

淡輪財産区有財産の袋路を解消し、有効活用を図り、淡輪財産区有地への進入路を確保するため、船守神社用地4886番地の1と淡輪財産区有財産の淡輪4885番地の1の土地の交換を行いたいと考えております。このように土地の整理をすることにより、淡輪財産区有地の有効活用を図り、淡輪地区及び8区住民等の賃貸駐車場として町が運営してまいりたいと考えております。なお、8区住民からは駐車場の整備について、要望がされております。

なお、財産区有財産の土地の交換を行う場合の手法につきましては、地方自治法296条の5第2項に規定する政令で定める基準により、財産または公の施設の全部または一部について、その財産の形態または公の施設の形態を変更しないものであることと定められ

ております。今回は財産区の土地を町に寄附をしていただくという形での土地の整理を行うこととなります。

次に、2 諸支出金、1 基金費、1 淡輪地区財産区基金費 2 0 4 万 9 , 0 0 0 円です。内容といたしましては、参考資料の 1 に戻っていただきたいと思います。黄色で塗っている部分が売却した土地でございます。岬町淡輪 2 7 5 7 番地で、地目は原野、地積は 7 9 8 平方メートル、売払先は阪南市のナンカイトックス株式会社でございます。

各地区の財産区有財産を処分した場合は、一般会計に売却金額の 4 9 %、淡輪財産区基金に 5 1 % 分を配分することとなっており、売却の諸経費は、淡輪財産区が既に負担しておりますので、今回、5 1 % 分及び諸経費の合計 2 0 4 万 9 , 0 0 0 円を淡輪財産区基金として積立てるものでございます。

次に、2 繰出金、1 繰出金 1 7 7 万 4 , 0 0 0 円でございます。さきに説明した淡輪地区財産区売払収入の配分金 4 9 % に当たる金額を一般会計に繰り出したものでございます。

説明については以上でございます。

田代委員長 本件についての質疑、意見はございませんか。

中原委員 まず、今回は 2 つの事柄が主な内容かというふうに理解しているんですけども、1 つ目の土地の売払収入に関する事でお聞きしたいと思います。

私は議員になってまだ期間が浅いので、これまで財産区にかかわることで、町の担当の部局の方から事前にご説明をいただいたという機会も少ないんですけども、ただ、これまでのことでいきますと、毎回必ず淡輪の財産区にかかわることで議案として上がってくる場合は、事前に淡輪の議員さん、集まってくださいという格好で説明をいただいていたと思うんです。今回、土地の売り払いに関する事では、事後報告になっているわけなんですよね。売買契約もすべて済んだというような段階で、事後報告になっているんですけども、この点について、なぜ今回これまでと扱いが違うのかという点について、ご説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど一般会計のところでは話が出ていましたけれども、大阪府の市町村課に提出したという顛末書について、これはちょっと細かい点についても確認したい点がありますので、資料請求をしたいと思います。

それから、大きい 2 つ目の土地の交換、財産区の土地の交換についてですが、この件についても財産区管理会の同意は得られているのかという点について、1 つ確認をしておきたいと思います。

それから、今後の町としてのというか、財産区と確認されている手順についてですけれども、この補正予算が成立した後の手順、成立した場合は、ここに上げられている測量や登記などを実施すると。その後でこの土地を町に寄附をしてもらう。その後に駐車場として整備をする。駐車場については、町が管理運営をするということで間違いないでしょうか、確認をしたいと思います。

以上、お願いします。

南総務部副理事兼総務法制課長 土地の売払収入の関係につきまして、ご説明させていただきます。淡輪議員団の方には、5月22日に正式にお話をさせていただいたということでございます。それで、この土地の売り払いにつきましては、大阪府との協議、また金額の確定等が時間を要しておりまして、最終的に補正予算を上げる前段になるんですけども、5月22日に報告をさせていただきました。

それと、大阪府の方に顛末書を提出しております。それについては資料提出をさせていただきたいと思います。

3点目の土地の交換につきまして、5月26日に淡輪地区の財産区管理会を開催しまして、そこで同意を得ていますが、ただ、法的な部分で、委員さんから地方自治法の何条に基づくのかというのがわからないという点もありましたので、6月5日に補足的に管理会を開催しまして補足説明をさせていただいたところでございます。

それと、4点目の交換の手順ですけども、この予算が成立しますと、まず、財産区の土地を町の方に寄附の手続きをとりたいということで、岬町の財産となって、あと、個人の方との交換、それから、船守神社との交換、その手続きを進めていきたいと考えております。

以上です。

中原委員 1点目の議員団への説明がおくれたということについてご答弁がありましたけれども、この点は顛末書の中身を見て、再度必要であれば質問をしたいと思います。

この場で顛末書はいただけるわけですね。

田代委員長 ちょっと中原委員、ほかのとも言って、その分は後で、私が整理しますので。続けてやってください。

中原委員 今、大きな2件目の土地の交換後の駐車場の整備についてご答弁がありましたけれども、私は管理会の同意が得られているかということについてお聞きをいたしました。そのことについての同意が得られているという言葉は、今聞かれなかったように思うんです。おっしゃっておられましたか。26日に基本的な同意は得られたと。6月5日に。はい、結構

です。

それから、手順についてですけれども、町に寄附をしてもらって、町の財産とした後で交換をするということになりますと、測量とか登記の実施の時期はいつになるのかなと思ひまして、その辺の順番、そのあたりについて、もう一度ご説明をいただきたいと思ひます。

それから、交換については、府知事の同意が必要な事項となるというふうには聞き及んでいるんですけれども、府知事の同意は既に得られているのか、この点も確認させていただきます。

田代委員長 願末書以外の件で答弁願ひます。

南総務部副理事兼総務法制課長 測量の手順でございますが、まず岬町の名義に変えるという形になるかと思ひます。その後、財産区の土地、それと個人さんの土地との境界がはっきりとしておりませんので、まず、境界明示の作業に入ります。境界の明示をして、各土地の所在を確定させた後、土地の交換に入って行くということで、そのときは、もう既に岬町名義の土地という形になります。財産区のままの名義で土地を交換というのは、これは法的に難しいということで市町村課から回答を得ておりますので、まず、今言いましたように、境界明示をして、土地の整理をして、その後、交換という形になります。

それと、府知事の同意が得ているのかという点につきましては、財産区の土地につきましては、町の方に寄附という形になりますので、知事の同意は必要ないということでございます。

以上です。

中原委員 今、手順についてご説明をいただきましたけれども、町に財産区の土地を寄附をもらって、その後、境界の明示、土地交換という流れになっていくとすれば、実際に測量とか登記とかの作業をする段階においては、既に町の土地になっているというふうに理解しているんですけれども、誤りでしたら訂正していただきたいと思ひますが。もしそうであるとするならば、どうして、既に町に寄附をして町の財産となっている土地の測量や登記に係る費用を財産区が出さなあかんのかということが、ちょっとよくわからないんです。その点について説明をしていただきたいと思ひます。

それから、府知事の同意についてですけれども、私もこの件はわからない点多かったことでもありますので、大阪府の市町村課の方にも私からも連絡をさせていただきまして、いろいろと教えていただいたところであります。電話をした段階は6月5日だったと思ひ

ますけれども、そのときは、同意については近いうちに返事をする。以前から、何カ月も前から相談をしていたということで、町の方には待たせて申しわけないということも担当の方がおっしゃっておられましたけれども、近いうちに返事をするというような段階でしたので、もし同意が必要な事項で、同意が得られていないということであるならば、ちょっとこの案件について賛成というわけにはいかないなと思ひまして、考えていたのですけれども、今の説明でいきますと、同意は必要ないということになるという説明でしたが、そのことは大阪府の市町村課の方とは、もう話がついているのでしょうか。これまで相談してきたけれども、もう必要がなくなると、そういう必要ない形として扱うというふうにするので、今までの話はなかったことというか、そういうことになると思うんですけれども。そういうふうなことで、大阪府の市町村課とは話がついているのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、初めの説明の中で、淡輪8区の住民さんの中からも、駐車場整備の希望が以前からあったということをお聞きしたところであります。この点について少しお聞きしたいと思ひますけれども、土地の交換の案件が上がっている周辺、私も別に毎日毎日ここを通っているわけじゃないので詳しくは把握しておりませんが、このあたりは、確かに道が非常に狭くて、路上駐車できないところもあるくらい狭いわけですね。駐車場の整備の必要性があるのかどうかという点について、1つお聞きしたいと思ひます。

以前から希望があったということではありますけれども、このあたりに路上駐車とか、いわゆる違法駐車が、ほかの地域に比べてかなり多く見られるとか、あとは具体的にそういう声があるということですが、この辺の周辺には何カ所か比較的近いところに月決めの駐車場があるんですね。そこが、例えば既にいっぱい、ニーズがあるけど入れないような状態になっているのか。ここから十分歩いていける距離に幾つか、幾つかと言っても2つぐらいかな、私、確認しているんですけれどもね。そういうふうにして歩いていける距離に、駐車場が既にあるにもかかわらず、この場所に駐車場の整備が必要なのかどうかという点について、ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

お願いします。

南総務部副理事兼総務法制課長 まず、先ほど、土地の整理について説明を私の方からさせていただいたんですけれども、一部誤りがございますので、訂正をさせていただきたいと思ひます。まず、財産区の土地を町に寄附するというのがまず先であるという説明をさせていただいたんですけれども、財産区の土地としての境界の明示を先に進める必要があるということで

ございますので、その辺、修正をよろしく願います。

それと、この費用について財産区がなぜ出さなければならないのかという点につきましては、財産区の土地を整理するのと、境界明示を行うという点で、当然、土地が財産区名義になっておりますので、財産区の方で協力をお願いしているということでございます。

それと、6月5日に先生の方が府の方に電話して、同意について、府としての話があったとのことですが、財産区の土地の境界明示が確定して、寄附を受ければ、この土地については大阪府の方の同意が必要ない土地になります。

それと、8区住民からの要望があったという私の説明をさせていただいたんですが、その駐車場としての必要性についてでございますけれども、8区にかかわらず、町内、路上駐車というのがあると思います。今回、8区の駐車場の必要性につきましては、お隣のマンションさんの方が駐車場としての、立体駐車場が現在あるんですが、そちらの方も老朽化してきているという点と、また車のサイズも大きくなって、そこにおさまらないという点もあって、マンションの住民の方もかなり駐車場であちこち探されているという点もございまして、財産区の不要な土地を駐車場にすることによって有効活用を図れるということで、周辺の自治区については駐車場対策となるということでございます。

説明については、以上でございます。

田代委員長 お諮りいたします。中原委員の方から資料請求が求められておりますので、暫時休憩をしたいと思います。よろしいでしょうか。

辻下(文)副委員長 今、中原委員の言われていることに関連してやけども、原課の方で財産区財産処分協議の手引というのがありますな。これを全委員の皆さんに渡していますか。ちょっと読んでもうた方がよろしいんじゃないですか。この中に今言われているような内容が細かに書かれているように思うんですけども。事前にちょっと知っておく方が質問もしやすいと思いますので、できたら委員の皆さんにあげてほしいんですけど。

田代委員長 そのことも含めて暫時休憩をいたします。資料が整い次第再開をいたしますので、よろしく願います。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時22分 再開)

田代委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、まず資料の確認をお願いいたします。

財産区財産処分の協議の手引と、中原委員の方から求められております、岬町長から大阪府知事あての顛末書、この2部なんですけど、お手元にありますでしょうか。ありますか。

(「はい」の声あり)

田代委員長 それでは、続けて南課長、先ほどの説明の中で、できたら再度時系列に説明をしていただいて、先ほどの中原委員の質問の中で、いろいろと間違いがあったようですが、委員会ですので、できるだけしっかりと間違わないように答弁していただいて、もしあいまいなところがあれば休憩をとりますから、きちっと確認した上で答弁をしていただきたいことをご指摘しておきます。

以上です。

南総務部副理事兼総務法制課長 それでは、説明をさせていただきたいと思います。

まず、土地の処分の方につきまして説明をします。最初から、ちょっと戻るんですけども、淡輪財産区の払下申請書、これにつきましては平成19年10月22日に出しております。今、配付させていただきました顛末書、この中の左側のところに書いているんですけど、平成19年11月になるんですけど、その辺から土地の周辺の造成を駆け出したということで、財産区の土地にかかりましたのは、平成19年12月13日に財産区の土地をも造成をしているということがわかりました。それで行政といたしまして、その業者に、工事をとめさせたというのが左の下のところに書いているんですけども。その業者の言い分としましては、土砂崩れ等の危険性が認められたので、町に申し出ることなく、緊急に工事をしたということで、町の方に報告を受けております。

町としましては、一部造成されておるんですけども、土地の鑑定とか、いろいろな部分についてはクリアできておりましたので、大阪府にその旨をこの顛末書をもって出させてもらったということで、この顛末書を出すその以前の平成20年2月25日に淡輪財産区管理会の同意をとっております。同意をとった後、20年3月7日、この顛末書を大阪府の方に提出いたしました。それで最終的に大阪府の知事の同意を得ましたのが、平成20年5月22日ということでございます。

この業者につきましては、平成20年3月7日に顛末書を交わしておりまして、その顛末書を町から知事に出しておりまして、その部分で大阪府が認めていただいたという形の中で、平成20年4月15日にナンカイテックス株式会社と土地の売買契約締結しております。

土地の処分の部分については、以上でございます。

田代委員長 続いて、船守。

南総務部副理事兼総務法制課長 船守神社との土地の交換の部分につきまして、ただいま資料の方、財産区財産処分協議の手引きということで出させていただいております。これを、見ていただきたいと思います、3ページのところ、この資料につきましては、大阪府が各市町村に対して処分についてのマニュアルを作成し、平成19年3月に配付されたものでございます。各市町村においては、これをもとに財産の処分または形態変更、また交換とかのいろいろの事務処理を行っているところでございます。

それで、今申し上げました3ページのところで(3)がございまして、交換ということで、財産区は当該財産に公益上の必要がなくなったときは売却を検討するのが原則であるが、交換の必要性が認められれば可能。ただし、新たな財産の取得とならないことが必要であるということになっております。原則として、財産区財産は不要になれば処分するという形が望ましいと。2行目のところで、交換の必要性が認められれば可能ということで、これにつきましては、大阪府と協議を進めておるわけですが、最終的に、府と今後も協議を続けていきたいと考えておりました、大阪府の判断としては、今の状況の中であれば交換は原則としてはできないというような判断をされておりました、引き続き府と今後も協議を進めていきたいと考えております。

説明については以上です。

次に船守神社との過去の経過について、詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、平成3年4月に、個人の方に財産区の土地を払い下げたのが始まりでございました。それで、平成3年5月に建設業者がマンションを建設し、平成5年4月に、船守神社の土地が袋路になっているという状況になりましたので、これについて平成6年7月19日に、神社側から海岸防波堤に向けて地役権を設定し、そこについては一般の方々が通れるという通路を確保したわけでございます。

それから、平成8年から現在に至りますまで、船守神社側と町とで、船守神社の土地が袋路になっている部分について、解消できる方策について種々検討いたしました、今までは最善の策がなかったということで、今回、財産区の土地の有効活用という点と含めまして、船守神社の土地も通路ができ、公道との接道も可能になるというような点で、今回、作業を進めてきたわけでございます。

まず、土地につきましては、財産区の土地、また個人の土地の部分の境界明示ができて

おりませんので、それをまず進めるということで、境界明示ができた段階で町に財産区の土地を寄附という形になります。それで、岬町の土地となって、土地の交換をする。交換については、個人の方の土地との交換をまず行い、その後、船守神社との土地の交換をする。それによって、その土地が、町が駐車場としてそれを運営できるというような状況になっていくということでございます。それにあわせて、地元の方からは、財産区の遊んでいる土地があるのであれば、駐車場として整備してほしいという要望書が地元から提出されているという形もございます。

経過につきましては、以上です。

田代委員長 それでよろしいか。

委員の方の質問を受けます。

中原委員 休憩前のときに答弁いただいていた中身について、また今ご説明いただいた中身についても再度確認をしたいと思います。

休憩前の段階で、境界明示、測量とか登記に係る費用はどの時点で発生するのかというのが、私もこういうことは素人ですので、よくわからないでお聞きしていたんですけども、再度確認しますが、今現在、個人地と財産区の土地と船守神社の土地については入り組んでいて、どこからどこまでがだれの所有のものかということにははっきりしていないということで、財産区の土地についての境界明示をはっきりさせて登記するのでしょうかね。それに係る費用が、今回、予算化されているものであるというふうな理解でいいのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、府知事の同意について、今お聞きしているのは、土地の交換についてのことですけれども、府知事の同意が得られたのかどうかという話を休憩前にしておいたと思いますけれども、ちょっとうる覚えで、もし聞き逃した、また、聞き誤りであれば訂正していただきたいと思えますけれども、説明いただいたことを聞く上では、要するにこの件については、府知事の同意が必要がなくなると、そういう手法で進めるということであるので、市町村課とこれまで話をしてきたけれども、これは必要なくなるということかなと、休憩前は理解しておったんですけれども、休憩前に府の市町村課に、そうしたら、もうこの件はこういうふうな手続をしますので、これまで相談してきたけども、もう相談しないでいいですよということを向こうに伝えたんかと、そのことの話ついたんかということはお聞きしてたと思うんですね。そのことについて、ちょっとはっきりしたことが私にはわからないままの答弁だったように私は受けとめていますので、再度、この点について確認

をしたいと思います。

田代委員長 まず2点だけね。2点だけ今答弁してください。

南総務部副理事兼総務法制課長 境界の明示の関係でございますけれども、今回、106万6,000円は組んでいるんですけども、どの時点で費用が要るのかというところでございますが、今回、個人の土地が2筆、それと財産区の土地が2筆ございます。これについては、資料番号2番を見ていただきたいんですが、入り組んだ形になっております。この部分が境界の明示ができておりません。それで、この赤い部分を黒い部分と青い部分、これをまず境界明示の確定をさせる費用であるということと、これが確定した後、今度、船守神社の4886番地の1、この土地に通路を分筆するという形の費用が発生します。この費用と合わせた形の予算になっております。

それと、府知事の同意の件でございますが、今回整理する土地につきましては、土地を最終的には町の名義ということになりますので、町と船守との土地の交換という形、それと個人の方の土地との三者の交換という形になります。これについては、基本的には、府の協議というのは必要なくなるというところでございますが、今まで府の方に協議をしていた部分につきましては、財産区の土地として財産区の名義のまま土地を交換するということはできないのかということで、府の方に協議をしておりました。その部分について、大阪府の見解としては、まだ結論が出てないというところでございます。その部分についても、今後、府と協議も進めていきたいと考えておりますが、基本的には町と船守との土地の交換になるということで、同意は必要ないということでございます。

以上です。

田代委員長 南課長、今、大阪府の同意が要るのか要らないのかということについては、今、手元に資料、委員さんに渡した中の1ページの同意が必要な行為と同意が不必要な行為と2つある。この中のどれと、これだけ説明したらいいんとちゃうの。今みたいに船守とかどうのという問題じゃないと思うんよね。その辺を絞って、もう一度、これは答弁していただきたい。資料に基づいてしといた方が明確に答弁できるんじゃないかなというふうに思いますので、再度答弁をしていただきたいと思います。お願いします。

南総務部副理事兼総務法制課長 ただいまの同意が必要な行為という部分につきまして、1ページをご参照いただきたいんですけども、(2)のところ、・2のところでございます。財産または公の施設の全部または一部について、その財産の形態または公の施設の機能を変更するもの、これについては同意が必要な行為であるということで、財産区の名義のまま

であれば、法に抵触してくるということでございます。

以上です。

田代委員長 同意が不要なんはどれになるの。そこを言っとかな。

南総務部副理事兼総務法制課長 財産区の名義のまま交換する場合は必要なんですけども、今回は岬町名義に切りかえて、その後、交換という形になります。1ページ下の方の同意が不要な行為というところの・2点目ですね、市町村への帰属と書いております。ここで同意が不要であるということになります。

以上です。

田代委員長 以上のとおりです、今の。

中原委員 私が市町村課の方に、その辺の話はもうしたんですかというふうに言うたことは、市町村課の方は、いろいろ私が電話して対応した方とお話させていただいている範囲においては、町からの申し出に対して真摯に対応しようとしておられるなという印象を強く受けたんですね。早くお返事できなくて大変申しわけないというふうに重ねて、南課長のことも言っておられました。そういうような格好で、ずっとこの問題が、町としては今言われた同意が不要な行為と、市町村への帰属というのに当たるので、同意が不要な行為というものとして扱うようにしようというふうな方向転換を図ったということであるかと思うんですけれども。そのことを知らずに、上の同意が必要な行為だというふうに市町村課としてはとらえておられて、そのことを続行して同意するかどうかということに尽力されておられるようであれば、気の毒だなと思ったという程度のことです。もし同意が必要でないと、そういう手続にしますということであれば、市町村課の方へそれは早くお伝えするべきではないかなというふうに感じたから、そのあたりをお聞きしたまでであります。

それから、今、ご説明いただいた、同意が必要な行為の2つ目に当たるんじゃないかということで、市町村課の方とは協議していたとおっしゃられましたけれども、私が確認した市町村課の見解としては、2つ目の財産の形態または公の施設の機能を変更するものというものには当たらないと。市町村課としては、4つ目の……。失礼。確認して、必要であれば後でまた質問したいと思います。

ですので、市町村課の問題については、もしまだ向こうに伝えてないとしたら、早く伝えた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

田代委員長 今の答弁では、大阪府の同意は不要だという答弁はしていただいておりますので、それが要るか要らないかは、また委員さんの方で再度確認をしていただいたらいいかなとい

うふうに思うんです。これは、南課長、間違いありませんね。協議に当たっては、まだ続行中だけでも、実施に当たってはちゃんと大阪府との協議を完了させてやるという確認でよろしいか。

南総務部副理事兼総務法制課長 はい、そのとおりでございます。

田代委員長 ほかにございませんか。

辻下(文)副委員長 ちょっと2点、細かいことかわからへんけども。先ほどの船守の方のことでありますけども、それで船守神社に鳥居があるんですけども、あの鳥居の移設というのは発生するのかな。

南総務部副理事兼総務法制課長 発生します。

辻下(文)副委員長 そしたら、その費用、どこが持つ。

南総務部副理事兼総務法制課長 今回、土地の交換等により、鳥居とかその移設費用が発生します。それについては、財産区の方が有効活用を図れる。それと、船守神社も通路が設けられることによって利便性があるという点におきまして、応分の負担を船守神社もしていただくという形になるということでございます。

辻下(文)副委員長 わかりました。それともう1点、済みません。通路をつくるということですが、この通路は町道認定できるのかな。

南総務部副理事兼総務法制課長 今回、奥の財産区の土地からの通路を設けるわけでございますが、これの最終的な町道認定につきましては、今後、検討課題ということで考えております。以上です。

辻下(文)副委員長 ちょっと心配しているのは、地役権部分というのが間に入っているんで、それを間に挟んでいると、町道に接道できへんことになるんで、その辺のところ、十分調べて対処してください。よろしく願いしておきます。

田代委員長 ほかに。

川端委員 済みません、ちょっと1点。先ほどから中原委員の質問を聞いてたら、管理会の管理委員さんの、財産区の委員さんの同意を得ているのか同意を得ているのかというのがすごく気になったんですけども、私は、自分自身の認識としては、そのための財産区の管理委員さんだと思って、あえてこうして上程されてくるのは、全部すべてきちっと同意を得た上でできると思うんです。その辺をもう一度、確認ちょっとしときたいんですけど。

南総務部副理事兼総務法制課長 財産区の処分または交換とかいろんな部分につきましては、財産区管理会の同意が必要になっておりますので、これは管理会条例の中で定められておりま

す。それで、補正予算等の件につきましても、財産区の管理会に諮った上で、そこで同意をいただくという中で上げさせていただいております。

田代委員長 委員からの発言なんですけども、同意があるかないかというのは、これは同意を得て、議会の議決ということになるかと思しますので、これは当然、委員さんからそういう質問があってもこれは仕方ないなというふうに私は理解してましたので、先ほど同意の件についても答弁を求めました。

今、再度確認しましたら、やっぱり管理委員会、協議をした上で決定するという事ですので、ご了解していただきたい、このように思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、この件についてのまとめをしたいと思えます。確認を含めてしたいと思えます。要は、冒頭から同じことが2回と答弁あったかのように思うんですが、議事録を整理する意味において、私の取り違いがあつたら訂正を理事者の方でしていただきたいんですが。

まず、財産区の今回の処分について、まず現在の財産区有財産を岬町に帰属、つまり寄附をするというのが1点ですね。それに寄附することによって、今後、事業化を進めていくには、個人の民有地を整理をする意味で、民有地も統合してしまうと。それから、長年懸案であった船守神社の所有地も含めて、道路等々含めて、現在の財産区の土地の中に整理をして、今後、駐車場に使っていききたいということなんです。

私がちょっとそこで心配するのは、財産区有財産を処分するに当たって、これは多奈川、深日、淡輪の財産区があるわけなんです、その配分率いうんですか、それを得た収入については、49対51という割合で配分するという1つの申し合わせをやっているわけなんです、淡輪財産区有財産を町に寄附することによって、次、財産区民がどのような形で、今後、当然利益が得られずはずの利益が、寄附することで得られないんですから、それを今後どうやって還元するかというのは、駐車場の有効利用によって得た収入をそれを還元するのかどうか。その辺だけは、私、ちょっと最後の締めくくりで確認をしておきたいと。

というのは、今、手元でいただいた資料の中に、必ず処分に当たっては、財産区の財産処分をしても財産区民に支障がないことというのが条件づけられていますね。ですから、このことを十分精査した上でやらないと、後々に幾ら管理委員会の同意を得ても、議会が

議決したやないかということの、やはり批判も受けかねないので、その点は慎重に対応していただきたいと、このように思います。

それから、先ほどから、いろいろとこの案件について十分な理事者側の整理ができてないと、私は判断をいたしております。もう少し、当委員会、特に付託された委員会ですから、その委員会に対しては、十分案が整っておるとい認識のもとで、我々は審議をしていますので、きょうみたいなこの案件にこれだけの時間を要するというのは、甚だ、私は遺憾かなというふうに思いますので、今後こういったことのないように、他の委員会も含めて、私は当委員会で指摘をしておきたいと、このように思います。

以上の締めくくりでよろしいですか、理事者の方は。そういうことですね。ですから、今後、これについては府との協議を十分していただいて、問題のないように徹底してやっていただきたいと、このように思っております。よろしいですか。そういうことで今回のこの件については締めさせていただきます。

質疑がないようですので、これより討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

中原委員 資料として、顛末書も提出いただきまして、その中でも不審に感じる点も、私としましては残されているところであります。ですが、再三お聞きしているように、財産区の管理会という特定公共団体としての独立した団体として、きちんと合意が得られているということですので、そのことについて、議員としてこれ以上意見を申し上げる立場ではないということも同時に感じておりますので、今後、財産区の問題について不利益が生じないように、厳正な運営を図っていただきたいと要望するとともに、今回のこのような顛末書を提出するに至るようなことが今後起こらないように、厳正な管理運営等進めていただきたいということを申し上げて、賛成といたします。

以上です。

田代委員長 ほかに賛成の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第49号「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第49号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第55号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

田代委員長 それでは、本件についての質疑、意見はございませんか。

中原委員 新しく中孝子の集会所を条例の中に書き加えるということで、集会所については、町からの集会所運営に係る補助金を出していると思いますけれども、中孝子の集会所については、予定としては幾らぐらい費用を町から補助するというふうに考えているのかということが1点と、この補助金はどこの自治区に入るのかと。中孝子の自治区に入るのかということについて、確認したいと思います。

それから、それに関連するんですけども、町内に、ここに書かれている集会所以外にも集会所はたくさんありますけれども、この条例に上がっている集会所と上がっていない集会所の区別は何に違いがあるのか、参考にお聞かせいただきたいと思います。

南総務部副理事兼総務法制課長 集会所運営補助金の関係でございますが、金額については、今ちょっと資料をとってまいりますので、待っていただきたいと思います。

それと、お支払いにつきましては、中孝子の自治区の方に支払いをさせていただきたいと思います。

それと、岬町の集会所条例の中に9カ所上げてるんですけど、それと上がってないところの違いというところについては、ここに上がっておりますところは、土地とか集会所の建物が整理された段階でここに上げておきまして、他の集会所、多奈川とか深日にもありますが、上がってない集会所については、今後、土地の整理、また建物の権利関係、それを順次整理した上で、条例化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中原委員 補助金の額については、今お調べいただいているということで、これは後ほどでも結構ですので、参考までに把握しておきたいと思います。

この件については、町から運営補助金を出しているということもありますので、この機会に自治区の会計、これがより明瞭になるように、町としても適切なかわりを持っていただきたいということを申し上げておくのと、また、新しく集会所が整備されたわけです

ので、地域に貢献するものとして、広く活用されるように希望いたします。

以上です。

田代委員長 ほかにございませんか。

南総務部副理事兼総務法制課長 中孝子の集会所の運営補助金ですが、3万4,200円を予定しています。

石田町長 先ほどの中原委員からの要望のところ、自治区との会計を町としてきちりということがあったかと思うんですけども、あくまでも私どもからすると、公金を出した部分に関しましては、その管理につきましては、きちりご報告いただいておりますけども、自治区さんの方で独自に集めた部分に関しましては、町として関与できないというところがございますので、その辺はご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

田代委員長 今、町長の方から答弁あったように、集会所の条例化については、町が明らかに、いわば公共施設ですか、公有財産としての位置づけの中でやったもんについては、はっきりと条例化していくけども、各地域でいろんな事情で建てたものについては、またこの限りでないという答弁でございます。違うのかな。失礼、訂正。

石田町長 今、集会所条例の件で我々の代弁的なことを委員長に言っていたところはありますけども、それもそのとおりなんですけども。私申し述べたのは、中原委員の方から、お金の件で、町が各自治区の決算状況をすべて把握、きちりしろというように伺ったもので、そういったとり方であれば、私どもはできないと。あくまでも公金を出した部分に関しての金額だけ、これだけに関しては、我々きちりやらしていただくというご認識で、よろしく願いいたします。

辻下(文)副委員長 中孝子集会所についてなんですけども、孝子小学校、休校という扱いの中で条例化なんやけども、これは法的に問題ないんでしょうか。

笠間企画部長 一応説明させていただく前に、町の方で持っています公有財産の分類につきましては、若干、総務法制課の方で、先にこの説明をする前に、公用財産、また公共用財産の定義等をちょっと説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

田代委員長 はい、簡単に。

南総務部副理事兼総務法制課長 公有財産の定義といいますが、これにつきまして、先に、説明をさせていただきたいと思います。

公有財産といえますのは、行政財産と普通財産という形に分かれております。それで、

今回、孝子小学校の部分に位置する集会所につきましては行政財産、これが教育財産という形で位置づけがまず先にありました。その部分で、行政財産の概念といたしましては、公用の財産、それと公共用財産と2つに分類されます。公用財産といいますのは、庁舎とか消防施設とかでございます、公共用財産とするのが、学校、図書館、公民館とか集会所とか公園等に該当するわけでございます。

以上です。

辻下(文)副委員長 ということは問題ないということでもいいわけやな、結論的にな。

笠間企画部長 今、南副理事の方から説明させていただいたとおりでございますけれども、孝子小学校、先ほど、ご指摘のとおり、ちょっと私の方が教育委員会に越権になるかもわかりませんけれども、平成5年3月に休校して以来、既に15年を経過いたしております。そのときに、今回の集会所を建てるに当たりましては、町長の名前で教育委員会の方へ申し入れさせていただきまして、その中に復校の場合の条件も交わしております。

公共用財産の活用を調整するには、要するに自治体の長、町長が総合調整機能を持っておりまして、それを発揮したら、今回の孝子小学校の一部を有効活用するということは問題ないというふうに考えております。条例化するにつきまして、その用途を明確にすることによりまして、今回の集会所の位置づけをはっきりさせるということもございまして、今回の条例をお願いしたものでございます。

辻下(文)副委員長 はい、わかりました。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第55号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第55号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第58号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 本件について、質疑、意見はございませんか。

中原委員 1点確認をさせていただきます。

今回の案件につきましては、消防団員の方が災害に遭った場合についての補償の加算についての部分に当たると思うんですけども、これが扶養親族がある場合についての加算が書かれているわけですけども、200円から217円ということで、補償が手厚くなったというのが基本的な理解に当たるのかなというふうに思っておりますけれども、新旧対照表を見比べたときに、旧の後にある括弧と新の後にある括弧の中身で、ちょっと確認したい点があります。新の部分では、消防団員に扶養していない配偶者があった場合の扱いについて削除されているように、読んだ上で理解しているんですけども、その理解で間違いはないか、この点について確認をいたします。

亀崎総務部危機管理課長 ただいまのご質問でございますが、今回の法令は補償基礎額のかさ上げということで、200円から217円になっております。ただし、括弧書きの部分でございますが、旧の方をごらんいただきたいと思うんですけども、扶養親族でない、配偶者があつた場合は2号から5号に該当する。これは子供さんとか弟さんとか、おじいちゃん、おばあちゃんとか、そういう該当する方でございます。に対して、そのうちの1人に対して、217円にしますよということでございます。また、配偶者がない場合は、1人につき367円にしますよという条例でございましたが、今回、改正点では、配偶者がない場合にあつては、1人について367円にするというものでございまして、当然、奥さんが扶養親族でない場合は、当然所得があるということでご理解願いたいと思います。

中原委員 今の説明でいきますと、以前は対象に入っていたものが、一部対象ではなくなるという部分も含まれるということでもありますけれども、200円が217円ということで手厚くなつている部分もありまして、この内容について、当事者である消防団の方との合意は図られているのか、この点について確認したいと思います。

亀崎総務部危機管理課長 ただいまのご質問でございますが、消防団員からは何も出ておりません。

何も問題は起こっておりません。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第58号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第58号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案5件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで、総務文教委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前12時08分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年6月11日

岬町議会

委 員 長 田 代 堯